

町 長	副町長	課 長	主 幹	担 当	合 議

会 長

署名委員

署名委員

第 4 回 上富良野町国民健康保険運営協議会議事録

- 1 日 時 自 令和 2 年 2 月 17 日 19 時 00 分
至 令和 2 年 2 月 17 日 20 時 10 分
- 2 場 所 上富良野町役場 3 階 第 3 会議室
- 3 出席者

公 益 代 表 北川 昭雄・木津 晴美・西塚 邦夫

保険医・薬剤師代表 渋江 久・松井 英治・小玉 格

被 保 険 者 代 表 喜多 静子・小玉 佳史

被用者保険等保険者代表 内田 伸市

(欠席委員 花田 久泰)

事 務 局 町民生活課長・総合窓口班主幹・健康推進班主幹

岡主査・柿原主事

4 付議議題

- ・平成 31 年度国民健康保険特別会計補正予算について
- ・平成 2 年度国民健康保険法等改正案について
- ・令和 2 年度国民健康保険特別会計予算（案）について

町民生活課長	皆様お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。本日、町長、副町長につきましては別の公務により欠席となりますが、ご了承いただきたいと思います。本日の国保運営協議会は報告事項2件、諮問事項3件となっています。皆様のご意見を賜りながら進めていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。
会長挨拶	
会 長	皆さんお晩でございます。第4回目の国民健康保険運営協議会ということで、お忙しいところお集まりいただきありがとうございます。毎日新型コロナウイルスの報道がされ、世界中が恐怖にさらされている状況ですが、万が一上富良野町にも広まれば国民健康保険にも影響が大きいということで、一日も早く収束してほしいと思っています。またインフルエンザについても流行してくる時期となりましたので、皆さんも体に気をつけていただきたいと思います。後ほど説明がありますが国保運営については順調に推移していると思っております。本日は諮問事項として、補正予算、国保税改正案、当初予算についてご審議いただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。
町民生活課長	規則第5条で議長は会長が務めることとなっておりますので会長の進行でお願いいたします。
会 長	会議録署名委員については規則第9条第2項の規定により協議会に諮りこれを決めることとなっております。医師薬剤師代表から渋江委員、被保険者代表から小玉委員にお願いしたい。
1 報告事項	
	(1) 平成31年度国民健康保険給付の状況について
事 務 局	P1～3により説明
	1ページから3ページの3月診療から11月診療までの9ヵ月月分の給付状況についてご説明いたします。
	1ページ上段右上の年間平均被保険者数については、昨年の同時期と比較しまして、87人減の2,426人となっております。受診件数及び費用額は、前年対比で97.11%と95.71%となっております。中段の1人当たりの費用額と保険給付費については、

前年対比が 99.15%、99.53%と少し減少しています。

2 ページについては、一般分の内訳となっており、退職分については、退職者医療制度の廃止により、今年度は対象者がいないので省略しています。

中段（2）の療養の給付内訳をみると、全体的に件数、費用額が減少している状況です。

3 ページは給付状況をグラフで表したのですが、今年度については赤色の折れ線グラフとなっています。全体として、被保険者数の減少とともに、前年より約 23,104,000 円の減となっていますが、右側の 70 歳以上の高齢者のグラフを見ると、70 歳以上の被保険者数の増加とともに費用額の占める割合についても 44%と年々増加しています。補足させていただきますがグラフの 5 月診療分が急激に減少して、翌月の 6 月診療分で急増化、その次の 8 月診療分も急激に減少して翌月 9 月診療分で急増化しているように見えますが、これについては前回の運営協議会でも説明していますが、実際の医療費が極端増えたり減ったりしている訳ではなく、高額な長期入院患者のレセプトの請求に誤りがあり、過誤修正を行ったことによるもので、その影響がグラフに表れてしまっています。

(2) 平成 30 年度特定健診受診率全道順位の公表結果について

健康推進班主幹 議案 P4 により説明

平成 30 年度の特定健診受診率の結果が公表されましたのでご報告いたします。

当町の受診率は 71.8%、道内順位は 2 位となりました。北海道については、29.5%と全国と比較し低い状況となっていますので、北海道全体での底上げが必要となっています。

会 長 高い受診率を維持することでのインセンティブはありますか。

健康推進班主幹 保険者努力支援制度等で評価され、納付金や交付金へのインセンティブがあります。

小玉格委員 前年度より受診率を上げないと評価されないのでしょうか。

健康推進班主幹 前年度より受診率を一定以上向上させることも加算の対象となりますが、高い受診率を維持することも評価の対象となっています。

2 諮問事項	
(1) 平成 31 年度国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について	
事務局	議案 P 5～7 により説明
	既決予算総額 1,350,039 千円に歳入歳出それぞれ 217 千円を追加し、総額を 1,350,256 千円とする補正
	補正の概要
	①特定個人情報データ標準レイアウト改版に伴うシステム改修
	②財政調整基金積立金利息分の積み立てに伴う補正
	歳入歳出内訳の歳出の総務費主要内訳にあります国保システム改修 209 千円については、国民健康保険準備事業補助金の補助の対象となりますので、歳入の国庫支出金で歳出と同額での計上となっております。
	基金積立金については、前年度に積み立てをした基金 5 千万円の利息として 7,500 円の収入がありましたので、利息分の積み立てに伴う補正となっております。
	6 ページ 7 ページにつきましては、補正額を含めた全体の予算です。
会長	ご意見ご質問ございませんか。なければ 3 月議会へ上程させていただいてよろしいでしょうか。
各委員	(他に意見なし。賛成多数、承認される。)
(2) 令和 2 年度国民健康保険法等改正案について	
事務局	議案 P 8～9 により説明
	国の税制改正に伴い、国民健康保険税の課税限度額及び軽減判定所得の見直しが行われる予定となっております。基礎課税額に係る課税限度額を現行 61 万円から 63 万円に引き上げ、介護納付金課税額に係る課税限度額を現行 16 万円から 17 万円に引き上げまして、合計 3 万円の引き上げとなっております。国民健康保険税の減額の対象となる所得の基準については、5 割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得を現行 28 万円から 28.5 万円に引き上げ、2 割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得を現行 51 万円から 52 万円に引き上げる予定となっております。
	次に個人所得課税の見直しを踏まえた国民健康保険税の見直しについて、軽減判定所得の算定において基礎控除額相当分の基準額を現行 33 万円から 43 万円に引き上げ、被保険者のうち一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける者の数の合計

	数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えるということで、令和3年度以降適用される予定となっています。なぜこのようなことが行われるかという、令和3年1月1日施行の個人所得課税の見直しに伴い、国民健康保険税の負担水準に関して意図せぬ影響や不利益が生じないようにするための改正となっています。これについては令和3年度からの施行ということになります。
松井委員	このような改正が行われた場合の収益はどのようになりますか。
事務局	平成31年度の算定ベースとなりますが、現在限度額超過世帯は69世帯おり、賦課限度額の見直しによる保険税の影響額は約160万円の増額となります。軽減判定所得の見直しについては、軽減対象世帯数が増えるため、保険税への影響額は約29万円の減額となります。
松井委員	国の法律は、保険税を徴収することができる限度額であって、この範囲内で町として限度額を決定することができるということで良いですか。
事務局	そのとおりです。
小玉委員	町としてはどのような方針をお持ちですか。
事務局	ほとんどの自治体では現在国で定めた限度額まで引き上げる改定を行っており、町としても国の法律で改正された限度額に、準拠し改正を行いたいと考えております。
西塚委員	限度額超過世帯の負担が増えることとなりますが、低所得世帯の方は負担が減ることとなりますし、国保財政的に不利になる訳ではないので致し方ないと思います。
会長	他にご意見ご質問ございませんか。なければ3月議会へ上程させていただいてよろしいでしょうか。
各委員	(他に意見なし。賛成多数、承認される。)
	(3) 令和2年度国民健康保険法特別会計予算(案)について
事務局	議案P10~12により説明
	1. 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,194,367千円となっています。前年の当初予算が1,199,071千円でしたので、4,704千円の減額となりました。
	2. 予算の概要ですが、
	国保税の収入見込みといたしまして、後期高齢者医療保険への加入による被保険者数の減少を主な要因として、前年度予算から4,615千円の減収を見込んでいます。

これは、令和2年度の被保険者数は平成31年3月末より143人の減少となる2,300人での試算となります。

次に国庫支出金の特別対策費補助金については、オンライン資格確認等システムの改修に係る費用の補助金として、同額を見込んでいます。

次に、道の負担金交付金の都道府県補助金の保険給付費等交付金（普通交付金）については、歳出の保険給付費と同額になりますが、過去3年間の給付実績から推計した金額となっております。

また、特別交付金については、保険者努力支援分、都道府県繰入金、特定健診等負担金分で、令和2年度は32,418千円の歳入を見込んでおります。

平成30年度から新設されました、財政安定化基金交付金については、市町村において保険料収入不足や予期せぬ医療給付増が生じた場合に資金の貸付を行う事業に対する予算となりますが、上富良野町においては、現在の会計状況において借り入れが必要な状況ではないため科目を起こすための1千円のみ予算措置となっております。

続いて、一般会計繰入金等ですが、被保険者数の減少が見込まれるため、保険税の軽減対象世帯数も減少が見込まれることから、保険基盤安定軽減・支援分について減少を見込んでおります。

次からは歳出になりますが、まず保険給付費等の見込につきましては、普通交付金にてもご説明しましたが、過去3年間の給付実績から推計しております。

事業費納付金については、道の算定により一般納付金基礎額（医療分）、後期高齢者等納付金基礎額、介護納付金基礎額等を道に納付する額となりますが、前年度より3,356千円減額となっております。

次に財政安定化基金拠出金については、北海道国民健康保険財政安定化基金交付事業により全市町村が拠出するというので、前年度は、科目のみの予算措置として1千円の計上となっておりましたが、令和2年度は1,194円を拠出しますので、2千円の計上となっております。平成30年度は、北海道胆振東部地震により、厚真町、安平町、むかわ町に基金が交付されています。

以上、令和2年度国民健康保険特別会計予算（案）概要説明とさせていただきます。

また、11ページ12ページにつきましては、詳細となっておりますので説明は省

	略させていただきます。
会 長	ご意見ご質問ございませんか。なければ3月議会へ上程させていただいてよろしいでしょうか。
各委員	(他に意見なし。賛成多数、承認される。)
3 その他	
(1) マイナンバーの取得促進について	
事 務 局	2021年3月からマイナンバーカードが健康保険証として利用することができる予定となっています。医療機関の受付でカードリーダーにマイナンバーカードをかざすことで、医療保険の資格を確認することができるようになります。マイナンバーカードについては、身分証明書やコンビニで戸籍謄本や住民票を取得できるなどのメリットもあります。また2020年度には買い物でポイントを貯めることもできるようになる予定となっています。
松井委員	現在、町のマイナンバーカードの取得率は何パーセントですか。
事 務 局	約23%で約2,400の方が取得しています。
渋江委員	国民健康保険以外の人も対象となるということですか。
事 務 局	国民健康保険以外の健康保険も対象となります。
松井委員	マイナンバーカードが被保険者証の代わりになるということは、被保険者証の交付費用が削減できるということですか。
事 務 局	国民全員がマイナンバーカードを取得していないことや、全ての医療機関の対応が可能になるのかが不明なため、被保険者証については、これまで通り全ての被保険者に交付する予定となっています。
会 長	以上、報告案件、諮問事項がありましたが、他に何もなければこれで本日の運営協議会を終わります。
各委員	(他に意見、質問なし。)
20時10分終了	